

第 9 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 8 月 3 1 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 8 月 3 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 80 号 議 案 宍 粟 市 家 原 教 育 の も り 公 園 条 例 及 び 宍 粟 市 遺 跡 公 園 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 第 81 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 及 び 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 5 第 82 号 議 案 宍 粟 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 6 第 83 号 議 案 ば ん し ゅ う 戸 倉 ス キ ー 場 及 び く る み の 里 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 日 程 第 7 第 84 号 議 案 宍 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て
- 日 程 第 8 第 85 号 議 案 字 の 区 域 の 変 更 に つ い て
- 日 程 第 9 第 86 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 資 本 金 の 額 の 減 少 に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 87 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号)
- 第 88 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 第 89 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 予 算 (第 1 号)
- 第 90 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

	第 91号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 92号議案	令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 93号議案	令和2年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 94号議案	令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	第 95号議案	令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 96号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 97号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 98号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 99号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 100号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 101号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 102号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 103号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 104号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 105号議案	令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	報告第 8号	宍粟メイプル株式会社令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について
	報告第 9号	有限会社伊沢の里令和元年度決算書及び令和2年度事

業計画書等の提出について

報告第 10号 公益財団法人しそく森林王国観光協会令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について

報告第 11号 公益財団法人宍粟市文化振興財団令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について

日程第 13 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 80号議案 宍粟市家原教育のもり公園条例及び宍粟市遺跡公園条例の一部改正について

日程第 4 第 81号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第 5 第 82号議案 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 6 第 83号議案 ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について

日程第 7 第 84号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 第 85号議案 字の区域の変更について

日程第 9 第 86号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計資本金の額の減少について

日程第 10 第 87号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）

第 88号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 89号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算予算（第1号）

第 90号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予

		算（第1号）
	第 91号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 92号議案	令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 93号議案	令和2年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 94号議案	令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	第 95号議案	令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 96号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 97号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 98号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 99号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 100号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 101号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 102号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 103号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 104号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 105号議案	令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	報告第 8号	宍粟メイプル株式会社令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について

- 報告第 9号 有限会社伊沢の里令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について
- 報告第 10号 公益財団法人しそく森林王国観光協会令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について
- 報告第 11号 公益財団法人宍粟市文化振興財団令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出について
- 日程第13 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

応 招 議 員 (16名)

出 席 議 員 (16名)

1番 津田晃伸 議員	2番 宮元裕祐 議員
3番 榎橋美恵子 議員	4番 西本諭 議員
5番 今井和夫 議員	6番 大久保陽一 議員
7番 田中孝幸 議員	8番 神吉正男 議員
9番 田中一郎 議員	10番 山下由美 議員
11番 飯田吉則 議員	12番 大畑利明 議員
13番 浅田雅昭 議員	14番 実友勉 議員
15番 林克治 議員	16番 東豊俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小谷慎一 君	書 記 大谷哲也 君
書 記 小椋沙織 君	書 記 中瀬裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元晶三 君	副 市 長 中村司 君
教 育 長 西岡章寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅岡繁宏 君
企画総務部長 前田正人 君	まちづくり推進部長 津村裕二 君
市民生活部長 平瀬忠信 君	健康福祉部長 世良智 君

産 業 部 長 名 畑 浩 一 君

一宮市民局長 上 長 正 典 君

千種市民局長 福 山 敏 彦 君

教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

建 設 部 長 富 田 健 次 君

波賀市民局長 坂 口 知 巳 君

会 計 管 理 者 太 中 豊 和 君

農業委員会事務局長 田 路 仁 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。第95回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今、一大事となっております新型コロナウイルスの感染は、いまだに収束が見えないまま、なおも大変な状況が続いております。

御案内のとおり、兵庫県で感染者が2,200人を超えており、西播磨地域においても姫路市では多くの感染者が、また龍野健康福祉事務所管内でも報道がされております。

そのような中、議員各位には、御健勝にて御参集をいただきました。大変な状況にある中でも私たち議会として市民の皆様への負託に応えるべく職務を遂行し、その任を果たさなければならぬところでございます。

今期定例会は本日より10月5日までの36日間の長い会期となっております。先ほど申し上げました新型コロナウイルス、この感染防止対策の中での議事運びとなりますが、議員各位、市長はじめ当局の皆様には御理解の上、格段の御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。第95回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。日頃のそれぞれの御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

ここのところ、朝夕は幾らか涼しくなったものの、まだまだ厳しい残暑が続きます。いよいよ明日から9月になります。本格的な台風シーズンを迎え、さらには、新型コロナウイルス感染症の勢いは、まだまだ予断を許さない状況が続いておりまして、常に緊張感を持って事に当たりたいと、このように考えておるところであります。

また、兵庫県は最近1週間の一日当たりの平均感染者が30人未満になったとして、警戒基準を6段階のうち3番目の感染増加期に引き下げましたが、ここ西播磨地域におきましては、先ほど議長のお話がありまして、先月初めての感染者が確認されてから徐々に感染が広がりつつあるようであります。

重ね重ねになりますが、市民の皆様には兵庫県の宣言である「うつらない・うつさない」を心がけていただくとともに、新たな生活様式「ひょうごスタイル」を実践くださいますようお願いいたします。

時として、SNSやうわさ話などで真相が不明な情報が拡散されているようですが、差別や偏見、誹謗中傷は絶対に許される行為ではありません。不確かな情報に惑わされることなく、市や県が発表する正しい情報をもとに行動するとともに、常に「相手を思いやる気持ち」を忘れないでほしいと啓発を繰り返しているところがあります。

いずれにしましても、防災・減災を含め、あらゆる情報を正確にいち早く発信できるよう努めたいと存じます。また、これから感染症が広がりやすい冬に向けて、新たに発熱者臨時検査所を開設し、流行期であっても医療機関が正常に機能する環境を整えていきたいと考えております。

今定例議会においては、この関連議案となる令和2年度一般会計補正予算、令和元年度の各会計決算認定、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定など、26議案を上程させていただいております。

何とぞ慎重に御審議を賜り、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第95回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのおとりであります。

報告4、本日市長から議案26件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名をします。

2番、宮元裕祐議員、3番、榎橋美恵子議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの36日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から10月5日までの36日間に決定しました。

日程第3 第80号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第80号議案、宍粟市家原教育のもり公園条例及び宍粟市遺跡公園条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第80号議案、宍粟市家原教育のもり公園条例及び宍粟市遺跡公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、家原教育のもり公園及び家原遺跡公園の両施設に、まほろばの湯を含めた三つの施設を、文化財の保存、歴史文化的環境と特徴を生かした方策を前提とした一宮北部地域活性化・地域づくりの拠点とするため、指定管理者に関する規定を追加し、公園全体の一体的な管理運営、効率的な活用及び地域活性化の促進を図ろうとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第80号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4 第81号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第81号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第81号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して確保することが求められていた、引き続き教育・保育の提供が受けられる連携施設の確保が不要となったこと及び保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能となったため、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第81号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第82号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第82号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第82号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準の改正を踏まえ、放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県や政令市が開催するもののほか、中核市が開催する研修を新たに加えることで、受講機会の拡大を図るものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第82号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第83号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第83号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第83号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る令和2年9月11日から令和5年3月31日までの期間の指定管理者を指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

両施設の運営については、若杉高原開発企業組合より、当該施設は当組合が運営しているおおやスキー場及びおおやキャンプ場と近距離に位置しており、この地の利を生かした効率的な運営を目指すとともに、今まで培ってきた運営・経営のノウハウを生かすことによって収益化を図っていききたいとの提案がありました。

同団体の提案につきまして、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問したところ、審査基準を満たし、指定管理者として適正であるとの答申をいただきました。

この答申を踏まえ、検討しました結果、同団体を指定管理者として指定することで二つの施設について効率的かつ効果的な管理運営が行われ、市北部地域のにぎわいを創出し、地域経済に好循環をもたらすものと判断しましたので、提案するものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。ただいま御提案がありました第83号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について、質疑をいたします。

まず、指定管理施設の指定と議決の関係について、質疑をさせていただこうと思います。

これは、常任委員会でもいろいろ議論になっているところでございますが、まだ明確な答弁・回答をいただけておりません。御案内のとおり、自治法第244条の2の第6項には、指定管理者の指定をしようとするときには、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされておりまして、具体的には公の施設の名称や指定管理者となる法人の名称、指定の期間などが議決事項となっております。

そこで、質疑をいたしますが、この戸倉スキー場とくるみの里は、マックアース株式会社が令和4年3月31日までの間の指定管理者として議決をしていた施設でございます。その期間の途中で指定を取り消したのであれば、議決事項である施設の名称あるいは指定期間等重大な変更が生じていると思います。通常は、このマックアースの指定取消しについて、事前に議会の議決を得るのが適切ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、昨年度、委託事業として実施いたしましたサウンディング型市場調査業務との関係で質疑をいたします。

本調査は、楓香荘を含めた市北部地域の活性化と公の施設の今後の在り方について調査をされております。本年4月の常任委員会では、サウンディング型市場調査の結果の報告と、今後の業務推進案について担当部から常任委員会で説明があり、私たちが説明を受けてきたところでございます。

そのときの説明は、この北部地域の公の施設を可能な限りまとめた形、例えば一つの指定管理者に委託するほうが、より効率的かつ効果的な運営が可能になるということで、当然戸倉スキー場、くるみの里、ちくさ高原スキー場なども含まれておりました。そういう一つの指定管理者に委託するほうが、より効率的・効果的とい

うような説明がございました。しかし、今回の提案は、戸倉スキー場とくるみの里のみを指定管理にしようとする提案でございますが、このサウンディング型調査結果の説明と本件提案の違いについて、説明をいただきたいと思っております。

それから、次は、次期指定管理者との協定・仕様についての質疑をさせていただきたいと思っておりますが、次期指定管理者との協定内容や業務の範囲などを定めた仕様、そういうものについて説明を求めたいと思っておりますが、戸倉スキー場の条例等では、住民の雇用の場の確保、あるいは産業の活性化につながることをうたっております。今回の提案では、ただいま市長から施設の効率的かつ効果的な管理運営が行われて、市北部地域のにぎわいを創出し、地域経済に好循環をもたらすという、そういう判断をしたとの提案理由がございましたが、そう判断できる材料は何だったのか、具体的に示していただきたいと思っております。

大方の世論といいますか、見方は、最近の雪不足によりますスキー場入り込み客の減少が続いている中で、黒字経営は難しい、赤字のリスクが大きいと、そういう考えが多いと思っております。またぞろ、赤字補填として貴重な税金が使われるのではないかという心配すら上がっております。通常は、そういうリスクがあるところに公金あるいは税金の投入というのは極力避けるものでございますが、なぜ、効率的かつ効果的な運営が難しい中で、それが図れるとして今回の提案になっているのか、黒字経営が見込めないということに対して公金をなぜ投入していくのか、その辺のところ非常に私は疑義を持っているわけで、この辺の見解についてお伺いをしたいと思っております。

これで1回目の質疑を終わります。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 大畑議員のばんしゅう戸倉スキー場並びにくるみの里に係る指定管理者の指定についての御質問にお答えしたいと思います。

多きく4点の質問があったと判断しております。

まず、1点目の指定に関する議決事項の内容に変更が生じている、再度事前に議会の議決を得るべきではないのではないかという御質問ですけれども、新たに指定管理者を指定する場合は、地方自治法の規定により議会の議決が必要ですが、指定取消しにつきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び指定管理基本協定書に基づき行う行政処分でございます。つきましては、議会の議決を要しないものと解釈されており、その解釈に基づき事務を執り行っております。

2点目の楓香荘サウンディング型市場調査業務報告書での今後の施設一括委託方式の提案と、今回の指定管理提案との関係性につきましては、経営報告のありましたサウンディング報告書の推進フローにつきましては、楓香荘施設の総合的な在り方を検討するための専門的な民間事業者の提言としてまとめがされております。将来的に望ましい理想の形が示されたものと理解しております。

市はこのことについて、今後十分検討していく考えでございますが、今回の議案につきましては、最優先に今期のスキー場営業を確保するために、指定管理者を募集し、審議会から答申がございまして、今回提案するものでございます。

続きまして、次期指定管理者との協定等につきましては、戸倉スキー場の来場者数が年々減少しておりますが、スキー場を継続して営業することで、地元住民の雇用が生まれ、またスキー場の来場者が道の駅等、他の施設に寄られ、地域内の経済活性化につながっていきます。

また、今回提案の指定管理者につきましては、御承知のとおり、隣接するおおよそスキー場の指定管理者でもございます。事業を連携することで相乗効果が期待できることから、効果的であると考えております。

最後に赤字のリスクや責任分担につきましては、次期指定管理者の公募では、指定管理料を提案型として募集しております。市が一定の財源的な支援を行うことで、指定管理者の運営リスクの軽減を図る考えでございます。

また、市は、赤字補填につきましては、現在しない方向で考えておりますので、年度協議で決定した毎年度の指定管理料の額を上限として支出する考えでございます。

以上です。

- 議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。
- 12番（大畑利明君） 2回目、させていただきますが、まず、一番最初の議決との関係のところでございますけども、自治法の244条の2の条項の中に、議会の議決を要しないという判断を下したというふうな話がありましたが、ここには途中の変更ですね、取り消したりする場合の議会の議決については明文の規定がないわけです。だから、議会の議決を要しないということが明記されているわけではないんですね。ですから、そういうことが書いてないというか、通常、96条の関係ですね、そこでは、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を経なければならないというのは、これは常識としてあるわけですね。ですから、わざわざ明文の規定を設けていないんだらうというふうに思うんです。ですから、その規定がな

いことをもって、議会の議決を要しないというふうに決定することは、それは乱暴決定の仕方だというふうに思いますが、行政実例を含めてそういうことがしっかりどこに明記されているのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、次期の指定管理について、いわゆる指定管理を続けることで北部地域の雇用が生まれていくとか、そういうお話でございましたが、あるいはまた、入り込み客の増によって関連の施設も潤っていくというふうなお話でございましたけども、これは雪が降って初めて成り立つことなんですね。一番心配なのは雪不足です。これ委員会のほうに提出をされた資料ですけども、平成27年から平成30年度の雪不足による営業期間、1月と2月ぐらいなんですよ。非常に短い。その期間のみの営業になっているし、利用客の推移を見ても、平成25年が4万人、これをピークにどんどんどんどん減っていったるわけです。今もう半分以下じゃないかというふうに思うわけです。こういう状況を非常に心配しているわけです。それをこれまでのこういう推移とか実績、こういうものを軽視して考えているんじゃないかなという疑義が生じるわけです。どこに市北部地域ににぎわいを創出して、地域経済の好循環をもたらすという材料があるのかというあたりをもう一度きっちり説明をいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 1点目の議会の議決を得るべきではないかというところの再質問でございますけれど、地方自治法がありまして、条文の中に解釈等も付けられております。その解釈によりまして、議会の議決を要しないものと解釈されているということになっておりますので、この解釈に基づきまして事務を執り行っております。

それと、昨今、雪不足で非常に自然環境が悪化しているといったところで、先が見通せないのではないかと、このことに対するリスク管理といいますか、経営のことをどう考えているのかということでございます。

特に、自然環境のことはなかなか今から憶測するということは非常に難しいところだと思いますけれど、やはりこの決定に踏み切った一番の要因は、やっぱり地域から大きな要望がございました。地域がやっぱり寂れてしまうという非常に大きな危機感を持っておられました。その中で経験値等、おおよそスキー場を運営されているということで、若杉高原開発企業組合、ここを指定管理者として今回提案するものでございます。

特に、経済効果のところなんですけれど、先ほど大畑議員がおっしゃったとおり、

戸倉とおおやのスキー場の入り込み者数をちょっと調べましたところ、最盛期では5万人が来られていたようです。最近では1万5,000人から2万人というような形で推移しております。やはりこの二つの施設が連携することによって、やはり大きな波及の経済効果が上がってくるものと考えており、今回このような提案をしたわけでございます。

それと、あと経営のところですけど、この提案の中にもやはりコンパクトな営業ということで、土曜日、日曜日、祝日を当面、今回は営業するといったような新たな提案もございました。やはりこのことは企業として非常に経営のことも考えて、リスクを最小限に抑えてやりたいと、こういった思いだと考えておりますので、こういったことも判断材料といたしております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後になりますが、議決との関係については口頭でそういうふうにも言われても、全く理解できません。副市長ね、やっぱり法制の関係も含めてしっかりそこは議会に説明してください。ですから、委員会に対して資料提供を求めます。それをお願いしたいと思います。

それと、先ほど次期指定管理者との仮協定の内容とか、業務の範囲ね、そういうことも説明を求めましたが、今部長のほうから少し御説明がありましたけど、十分でないと思うので、それらについても委員会に資料提供を求めたいというふうに思います。資料提供を2点求めたいと思うんですが、お願いします。

それと、最終的なリスクに対する判断は、地元の要望だったというお話がありました。私たちが北部地域の活性化を願っているわけです。スキー場ありきでいいのかということやずっと指摘を委員会でもしてきているわけです。ですから、このサウンディング型市場調査も北部地域のことを考えた調査結果だったと思うんです。そういう調査結果、これも公金を入れている調査結果です。そういうものがないがしろにされているということに対する一つは疑義なんです。そういうことと、本当に地域にふさわしいお金の使い方をされているのかという疑義があるわけです。そ

れにしっかり答えていただきたいというふうに思います。もしこの場で十分できない部分については、委員会をお願いしたいと思います。

最後については、もう部長よろしいです。市長、副市長、どちらかでお答えください。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） 指定管理者の契約の変更の部分の議決要件につきまして、これにつきましては、準ずる部分でこの指定管理者の契約について議決が要ということで、まず指定をしていただいております。その部分について、やはりこの部分の相手方との契約行為の部分でありまして、相手方がどうしてもできない状況になってきたという部分について議案として上げていったとしても、単純に言いますと、否決をすることにはならないんじゃないかなというような部分もございます。ですから、その部分について明確にどこに書いてあるかと言われますと、ちょっと難しいところが、全て法令等に明確に書いてありませんので、その辺は難しいかなと思いますけども、単純に考えますと、そういうことになるかなと思います。

あと、北部地域の活性化につきましては、それは一体的に委託を行ってやっていただくのが効率的・効果的ではないかと思っておりますけども、全ての施設を受けれる企業があるのかどうかも含めまして、その辺は検討していかなければならないと思います。

それと、現時点におきましては、やはりスキー場の部分につきまして、ちくさ高原のほうもしておりますので、その辺も含めて今の雪の状況等が今後どうなるかによって検討していくべきであろうと考えております。

以上です。

他の部分につきましては、資料等、お示しできる部分があれば、議長と相談させていただきます。検討させていただきます。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第83号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第7 第84号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第84号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第84号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において、計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、市道路線2路線を追加計上するものであり、堂中線につきましては、転倒のおそれがある路肩擁壁の修繕を行い、嶮合坂線につきましては、有効幅員を広げることで道路利用者の安全確保を図るものであります。

本事業につきましては、過疎地域の発展と地域の活性化につながる事業であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第84号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第8 第85号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第85号議案、字の区域の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第85号議案、字の区域の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

波賀町安賀地区の県営圃場整備事業につきましては、令和3年3月の換地処分登記に向けて事務を進めておりますが、工事に伴い従来の地形が大幅に変更され、当該区域内の字区域を完了後の区画の形状に合わせて変更する必要が生じました。

今回の区域変更は、工事により新しくできた道路、水路及び圃場の区画の境界を変更後の字界とするものであり、安賀地区圃場整備推進協議会主導のもと、関係自治会等との協議が整いましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第85号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第86号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第86号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計資本金の額の減少についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第86号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計資本金の額の減少につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、資本金の額を減少し、利益剰余金に振り替え、令和2年度末処理欠損金を補填することで、病院事業の現在における財務状況を的確に市民に示し、信頼される医療の推進につなげるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第86号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第87号議案～第94号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第10、第87号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）から、第94号議案、令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第87号議案から第94号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、「新しい生活様式として対応する必要があるもの」に加え、「当初予算編成時点では予見できなかった事案に対し早急に対応すること」を軸として補正予算を編成しております。そのほか、国県補助金等の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行っています。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第87号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）ですが、歳入歳出にそれぞれ12億3,852万4,000円を追加し、補正後の総額を290億3,818万1,000円とするものであります。

歳出におきましては、人事異動及び議員報酬、特別職給与について、今年の6月から8月分までを減額することとされた条例が制定されたことによる人件費の整理を行うほか、新しい生活様式に対応するための事業としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の特別定額給付金の対象とならない基準日以降に誕生した新生児に対して、国と同額の給付金を支給するための予算をはじめ、地域資源を活用した新しい観光施策に取り組むための基本構想の策定や、指定避難所への換気設備設置、トイレの手洗い水洗の自動化といった感染症防止対策などの予算を計上しております。

そのほかの主立った内容としましては、民生費では、一宮北こども園の通園バスを更新するとともに、衛生費では、一宮北部地域の医療拠点として旧一宮北保育所を改修するための設計に係る予算を追加しております。

農林水産業費では、森林環境譲与税を活用し、森林整備に必要な林道等の補修を進めるための補助金の予算を追加しています。

商工費では、ばんしゅう戸倉スキー場の指定管理者の変更に伴う指定管理料や一宮温泉まほろばの湯が市の直営管理となったことによる維持管理経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったイベントの事業費

について整理を行っています。

土木費では、道路用地登記業務や急を要する道路、橋梁の修繕に係る工事費を増額するとともに、教育費では、山崎幼稚園の老朽化を客観的に評価するための耐力度調査の実施や、頂いた寄附を活用し、図書を追加購入する予算を計上しております。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨による農業用施設災害復旧工事の契約内容の変更に対応するための事業費の追加を行い、公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部などを活用し、繰上償還を実施するための予算を計上しております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、普通交付税については、交付額の確定に伴い補正を行っております。

国県支出金では、社会資本整備総合交付金やひょうご地域創生交付金などの整理を行うほか、施越し扱いとなった平成30年7月豪雨による農地・農業用施設の災害復旧費補助金について予算計上しております。

繰入金では、災害復旧事業費の追加に伴い、財政調整基金繰入金を追加するほか、ひょうご地域創生交付金の活用に伴うブナ基金繰入金の整理を行っております。加えて、打切決算となっていました令和元年度の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の未収金と未払金が確定したことに伴い、繰出金の精算分を計上しております。

繰越金は、令和元年度決算における歳入歳出差引額から繰越明許等の財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金などを計上しております。

市債では、事業費の変更及び事業の追加計上に伴う防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、過疎対策事業債の整理を行うとともに、臨時財政対策債については、発行可能額確定による減額を行っており、これらに合わせて地方債限度額も変更しております。

また、債務負担行為につきましても、波賀生活圏拠点整備の工事設計監理業務と一般廃棄物収集運搬業務委託を追加計上しております。

次に、第88号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として普通交付金の精算返還金などを計上しています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ2,997万5,000円を追加し、補正後の総額を45億9,727万円とするものであります。

次に、第89号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費の整理を行うほか、一般会計からの繰入金金を財源として、市内医療機関での受診が困難と判断された発熱者に対応するための臨時外来を設置する予算を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,778万9,000円を追加し、補正後の総額を2億3,858万1,000円とするものであります。

次に、第90号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金と国庫支出金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,275万4,000円を追加し、補正後の総額を5億8,176万5,000円とするものであります。

次に、第91号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費を整理するほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返還金を追加し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上と、国県支出金や一般会計繰入金金の精査を行っております。また、債務負担行為につきましては、介護人材確保・定着対策業務委託を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ5,926万1,000円を追加し、補正後の総額を49億7,530万1,000円とするものであります。

第92号議案、令和2年度宍粟市訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で理学療法士の採用に伴う職員人件費及び事業費を計上し、財源として事業収入と前年度繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ782万5,000円を追加し、補正後の総額を6,710万6,000円とするものであります。

次に、第93号議案、令和2年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で職員人件費の整理を行い、収益的収入では、国の繰出基準の改正による一般会計からの補助金等の精査を行っております。

支出補正額は、1,219万5,000円の減額とし、補正後の支出総額を25億6,384万7,000円としております。

次に、第94号議案、令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で職員人件費の整理を行い、収益的収入では、一般会計

からの補助金等の精査を行っております。

また、特例的収入及び特例的支出では、令和元年度の未収金及び未払金が整理できたことに伴う補正を行っております。

支出補正額は、238万2,000円の減額とし、補正後の支出総額を38億314万5,000円としております。

以上、補正予算8議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第87号議案、宍粟市一般会計補正予算（第8号）について、質疑をしたいと思います。

担当部とはまた委員会の中でやりとりできますので、ここは企画総務部長のほうに御答弁を求めたいというふうに思います。

商工費の観光施設費の委託料と、同じく負担金、補助及び交付金の2点だけ質問させていただきたいと思います。

まず、委託料ですが、これは第83号議案のばんしゅう戸倉スキー場の指定管理との関連だと思いますが、この指定管理料を支出する理由をお伺いしたいというふうに思います。

これまで総務の説明では、指定管理料の支出有無については、収益が見込める施設あるいは観光施設、こういうものについては指定管理料を支出しないという説明をされてきましたし、私たちもそう解釈をしてきました。そういう形で指定管理の運営をされてきた団体も数多くあるのではないかなというふうに思います。今回、この支払いをされる理由をお伺いをしたいと思います。

それから、二つ目、負担金補助及び交付金なんですが、このばんしゅう戸倉スキー場の赤字補填負担金3,500万円を負担するというふうにあります。その根拠規定についてお伺いしたいと思います。

負担金の支払い対象は、多分マックアース株式会社だというふうに推測するわけですが、ここは指定を取り消した指定管理者でございます。そこにこれだけの負担を、責めを負う理由は何かあるのか。また、支出の根拠となる規定は何なのか。こ

のあたりを御説明いただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 大畑議員の質疑2点について、回答をさせていただきます。

まず、1点目のばんしゅう戸倉スキー場に指定管理をする理由ですけれども、御承知のとおり、最近スキー場等については非常に運営が苦しくなっております。そして、戸倉スキー場の収支状況につきましても赤字等が連続しておりますことから、今回、指定管理の公募では指定管理料を提案型としておるということで、それに基づきまして提案があった指定管理料を支出することとしております。

それから、赤字補填の根拠につきましても、これにつきましても、既にマックアースと基本協定を結んでおりまして、今回の赤字補填につきましても、その基本協定に基づいて支出するものであります。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 公の施設の指定管理をする意味というのは、やはり民間のノウハウを活用して市民に十分なサービスを提供していこうということで、直営じゃなくて、その指定管理者の提案に沿って運営をしていくものだと思います。

提案のないような公募なんていうのはないはずなんですね。公募自体が提案で行われるはずなんです。それがなぜ提案型だということになって支出をされるのか、説明になってないと思うんですよ。だから、これまで言われてきた収益性のあるところ、そういうところについては、いわゆる行政がお金を出していくのではなくて、その民間のノウハウで収益を得て運営してくださいという、それが趣旨だったはずなんですね。そこが何か最初から運営が厳しいのが見えるから、公金を投入して指定管理をしてもらおうみたいないかに受け止めてしまうわけです。だから、提案型という本来的な考え方でないように思いますが、その辺を再度お伺いしたいと思います。

それと、負担金のところですね、これについては、そういう約束事があるというふうに言われましたが、部長ね、宍粟市の公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例がありますね。その7条の2項に、指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命じた場合において、これ当てはまりますよね、マックアースに。そういう指定管理者に損害が生じて市長等はその賠償の

責めを負わないという、この条例の7条2項、これに反する行為になるんじゃないですか。もう一度お答えください。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） まず、戸倉スキー場に指定管理料を支出する理由ですけれども、今言われました民間の活力、それから、そのこの力を利用してするという1点はありますけれども、そもそも公の施設を指定管理にすることによって、その分直営でやるよりは経費削減、そういうものでもこの民間活力の利用ということで制度ができております。そしてまた、戸倉スキー場につきましては、前回、応募するときにもかなり苦しい状況でありましたので、その点につきましては、当初の継続状況として赤字等が生じた場合につきましては、既に補填をするというような基本契約を結んでおりますので、同じように今回、新しく指定管理料を募集する際につきましても、これは素直に提案に基づいて指定管理料は最初から提出するほうがより明確になるのではないかとということで、そういう提案方式にしております。

また、赤字補填の支出根拠につきましても、既にこれにつきましては弁護士等にも確認しておりますが、これにつきましては一昨年の事業に伴う赤字補填を約束するという基本協定を結んでおり、それに基づく支出でございますので、適法であると考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後でございます。また、詳細は委員会になろうかと思いますが、まず、最初の提案型で指定管理料を払っていくという、そういうことの指定管理制度全体のことをしっかり議会に報告されて、そして、このように変えていくというか、そういう基本的な方針というものが議論された上で予算提案するのが本来じゃないかなと思うんですけども、何かその都度その都度というふうに、そちらが勝手な判断をされているような気がするので、どういう制度の考え方で今回払うのかというのをもう一度口頭ではなく、しっかりとした資料提出を委員会に出していただきたいというふうに思います。

それから、負担金は一昨年度の約束事だと言われますが、その約束事自体がこの条例に違反しているんじゃないですかということをお尋ねしておるわけで、この条例を超える、条例に反しないというその辺の規定が、ただ約束事だけでは意味を成さないの、なぜ7条2項に反しない約束がどういう根拠でできるのか、そのあたりを教えていただきたいんです。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 資料提供につきましては、また議長と相談いたしまして、担当課のほうから出ささせていただきたいと思います。

それから、次の、条例に違反するのではないかということなんですけども、これにつきましては、当該年度につきましての一部停止で指定管理者に損害が生じてもということ、賠償の責、ですから、今回この年度につきましての賠償責任は生じないということで、当初からの約束事、去年の年度が終わった最終的な赤字は補填しますよという約束を、それまでも破棄するということになると、誰も契約してくれなくなります。それにつきましては、この要綱に違反するとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第87号議案から第94号議案までの8議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第95号議案～第105号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第95号議案から第105号議案までの令和元年度宍粟市歳入歳出決算の認定11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度につきましては、平成30年7月豪雨が本市にもたらせた災害の復旧を前年度に引き続き最優先として取り組みながらも、「森林から創まる地域創生」の旗印のもと、「住まい・環境づくり・彩りと生業づくり・生活圏の拠点づくり」の地域創生総合戦略の重点化方針に基づき、地域の魅力を生かし、市民が主体となる活力あるまちづくりに向けた取組を推進してまいりました。

決算額としましては、一般会計におきまして、歳入決算額256億1,853万7,264円に対しまして、歳出決算額246億5,862万8,275円で、歳入歳出差引額は、9億5,990万8,989円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億6,108万9,000円を除いた実質収支額は、5億9,881万9,989円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、現年課税分において、入湯税、都市計画税を除く他の全税目で増収となり、滞納繰越分では、個人市民税以外、全て増

収となっており、市税総額では、約5,500万円の増となりました。

地方譲与税では、森林環境譲与税が新たに創設されたことにより、約5,200万円の増となっており、地方特例交付金では、令和元年10月からの幼児教育無償化の財源確保のため、子ども・子育て支援臨時交付金が創設されたことなどにより、約5,400万円の増となりました。

地方交付税では、普通交付税で合併に伴う優遇措置の段階的縮減によるマイナス要因があるものの、算定に用いる単位費用の見直しや交付税財源となる国税の伸び、また臨時財政対策債への振替額の減少などにより、ほぼ横ばいとなりました。

特別交付税では、平成30年度が7月豪雨災害のため、交付額が大きくなっていたこともあり、約2億200万円の減となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税において前年度より約1億1,000万円増の約2億700万円の寄附を受けることができ、繰入金では、平成30年7月豪雨による災害復旧費の財源として、財政調整基金を活用したことなどから、約3億900万円の増となりました。一方、市債では、前年度より約9,000万円減の約30億7,200万円となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越額を除いた実質の予算額258億143万5,000円に対しての執行割合は95.6%で、執行割合では前年度より約1%減となりました。

主な施策としましては、総合計画の六つの柱に沿って御説明いたします。

まず、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」では、観光PR館「きて一な宍粟」を移転・リニューアルし、農産物等の販売を通じて本市の魅力をPRし、知名度の向上を図ったほか、森林環境譲与税の活用による彩りの森づくり事業により、地域の環境保全や景観形成に取り組みました。さらには、市・商工会・西兵庫信用金庫で構成する人材フル活用プラットフォーム推進会議を事業主体として、実践型インターンシップの実施などにより、市内外からの人材確保と市内定住に向けた取組を進めたほか、「日本酒発祥の地・発酵のふるさと」と呼ばれる“しそう”を目指して発酵のまちづくり推進協議会を設置し、発酵に関わる特産品やメニュー開発などに取り組みました。

次に、「快適に暮らせるまちづくり」では、今後の空き家対策の方向性や具体的な施策等を示す空き家等対策計画を策定したほか、市営中山台団地2号棟の建設に着手しました。また、生活を支える社会基盤である道路や橋梁の長寿命化や都市計画道路山田下広瀬線整備のための用地取得を進めました。

次に、「環境にやさしいまちづくり」では、コンテナ回収による資源物の売払い収入を地域へ還元する仕組みの構築を進めたほか、環境の保全と創造に関する施策を計画的に推進するための指針となる第3次環境基本計画とごみ処理に関する基本方針及びごみの排出抑制、適正処理を進めるための基本的事項を定める一般廃棄物処理基本計画の策定に着手しました。

次に、「安全で安心なまちづくり」では、災害時の避難所において、携帯電話などの端末機器による情報収集や安否確認が行える環境を整えるため、指定避難所等に公衆無線LANのアクセスポイントを設置しました。また、災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための対策を求めた災害廃棄物処理計画を策定したほか、消防団活動の安定的な遂行のため、消防車両の運転に必要な免許取得に要する費用の支援を行いました。

次に、「子どもが健やかに育つまちづくり」につきましては、子育て支援の推進として、子どもの医療費助成を中学3年生までから、高校生世代までに拡充し、子育て世代の経済的な支援の充実を図ったほか、病児・病後児保育事業を令和元年10月より開始し、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。

就学前教育の充実では、幼児教育・保育に木育を取り入れるため、幼稚園・保育所・認定こども園に木育インストラクターを養成したほか、はりま一宮こども園の建設や乳幼児教育・保育の無償化と給食副食費の一部助成を行いました。

学校教育の充実では、中学校部活動の指導体制の充実と、教員の負担軽減のため、外部指導者を導入いたしました。また、全公立小中学校・幼稚園への空調設備整備事業の完成により、猛暑に対しての安全で快適な学習環境を確保するとともに、学校のICT環境整備のため、大型モニターやタブレット型端末機器を整備しました。

次に、「保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり」では、耳鼻咽喉科診療所を誘致するための開設支援を行ったほか、新病院検討委員会を設置し、新病院の整備に向けた検討を進めました。また、手話通訳者養成のため、各種養成講座を引き続き実施したほか、第3期地域福祉計画の策定や生活が困窮している方への自立促進のための支援を行いました。

次に、「心豊かにいきいきと学べるまちづくり」では、音水湖カヌー競技場における西日本レベルの大会を継続して誘致するため、審判艇の購入など必要な整備を行ったほか、ワールドマスターズゲーム2021関西のカヌーポロ競技のリハーサル大会を開催するなど、スポーツ活動を推進しました。

人権教育・啓発の推進としては、若者世代への人権啓発を目的とした、若者フォ

ーラムを引き続き実施したほか、男女共同参画の推進では、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための第2次男女共同参画プランを策定しました。

次に、「参画と協働のまちづくり」では、地域おこし協力隊員の活動支援などにより地域活性化の取組を進めたほか、生活圏の拠点づくり事業として、一宮圏域では、一宮市民協働センターを完成し、千種圏域では、（仮称）千種市民協働センターの基本設計等を進め、波賀圏域では、市民委員会からの提言書をもとに、拠点づくり計画を策定しました。さらに、一宮北部地域の活性化と地域づくりと観光の拠点として家原遺跡公園の広場の芝生化や、築山づくりなどの整備を進めました。

最後に、「持続可能な行財政運営の推進」では、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速に対応できる職員の育成のため、職員研修を多角的に実施したほか、市債の繰上償還による後年度の財政負担軽減や自主財源確保のため、ふるさと納税や滞納徴収対策の強化を行いました。

続きまして、特別会計の決算の概要を説明いたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額44億1,398万5,474円に対して、歳出決算額43億7,464万5,079円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、3,934万395円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、波賀診療所、千種診療所に要する経費となっており、地域住民を中心に診療を行うほか、医療機器の耐用年数経過に伴う計画的な更新を行いました。その結果、歳入決算額1億8,066万4,658円に対して、歳出決算額1億8,016万2,012円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、50万2,646円の黒字決算となりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億5,346万7,104円に対して、歳出決算額5億4,247万7,903円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、1,098万9,201円の黒字決算となりました。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加、生きがい活動を推進するため、地域住民が主体となって取り組む高齢者の通いの場づくりを支援したほか、介護支援専門員の試験対策講座を開講するなどし、不足する介護

人材を確保するための取組を進めました。その結果、歳入決算額48億3,296万1,095円に対して、歳出決算額47億8,917万9,050円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、4,378万2,045円の黒字決算となりました。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、事業収入と一般会計からの繰入金を主な財源として訪問看護事業を実施しており、令和元年度は、歳入決算額4,921万8,629円に対して、歳出決算額4,896万5,989円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、25万2,640円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計におきましては、令和2年度から公営企業会計化することに伴い、令和元年度は出納整理期間を設けない3月31日付の打切決算となっています。歳入決算額25億9,052万5,186円に対して、歳出決算額25億390万5,731円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、8,661万9,455円の黒字決算となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、下水道事業特別会計と同様、公営企業会計化に伴う打切決算となっています。歳入決算額10億6,713万9,732円に対して、歳出決算額10億4,604万9,610円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、2,109万122円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計についてであります。独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は、7,322万4,830円となりました。

また、建設改良事業につきましては、水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施したほか、上水道水源確保事業として、導水管布設工事などを実施しました。資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて、10億9,158万7,990円となり、収支としては、4億9,574万4,269円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後につきましては、水道施設の万全の管理により、安全で良質な水道水の安定供給を継続的に実施していくため、地域水道ビジョンや水道事業経営戦略のもと、経営の健全化に向けた一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてですが、地域に不足している医療に積極的に取

り組み、地域住民の健康維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを目的として、事業に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院延べ患者数5万1,477人、外来延べ患者数9万6,008人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は6,240人の増、外来延べ患者数は4,656人の増となりました。

収益的収支につきましては、医業収益が8.8%の増となり、医業費用が3%の増であったため、結果として、当年度純利益は3,818万4,141円となりました。

資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備のほか、病院環境に影響の大きい空調設備更新工事を優先的に実施するとともに、企業債の償還により、1億2,358万9,353円の不足額を生じましたが、これら不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後におきましては、地域に公平・公正、安全・安心な医療を提供するとともに、公立宍粟総合病院改革プランのもと、経営の健全化を進めてまいります。

最後に、農業共済事業特別会計についてですが、引き続き共済事業の浸透による基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を推進しました。

結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益8,215万1,581円、総費用8,207万6,226円で、当年度の純利益は7万5,355円となっています。

なお、農業共済事業は、令和2年度から兵庫県農業共済組合で実施されるため、農業共済事業特別会計は令和元年度をもって廃止となっています。

以上、一般会計及び特別会計合わせて11会計の決算の概要を御説明申し上げますが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、令和元年度末の一般会計の財政調整基金残高は、27億1,642万9,885円で、平成30年度末と比較して、3億9,367万847円の減となっています。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと577億834万7,920円で、平成30年度末と比較しますと、11億6,036万3,469円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

ここで休憩をいたします。

午前11時10分まで休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 報告第8号～報告第11号

○議長（東 豊俊君） 日程第12、報告第8号、宍粟メイプル株式会社令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出についてから、報告第11号、公益財団法人宍粟市文化振興財団令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等の提出についてまでの報告4件を議題とします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、令和元年度決算書及び令和2年度事業計画書等が市長から議長宛てに提出されたものです。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。ただいまありました報告事項につきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、宍粟メイプル株式会社の決算書及び事業計画書の提出がされておりますが、これについて何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この宍粟メイプル株式会社につきましては、令和2年3月末、本年3月末でしたが、資金ショート寸前まで経営が悪化しているということで、5,000万円の公費、税金が赤字補填として投入をされました。しかし、その後に楓香荘を閉館したという事実もございまして、雇用が失われていっているという事態が発生しております。この5,000万円という膨大な公金が投入されながらも、赤字あるいは人員削減が行われているということに対して、市民への説明責任をしっかりと果たしていかなければならないと思いますが、それがされているのかどうか、お伺いしたい

と思います。

それから、もう1点は、メイプルだけではございませんが、公の施設、特に北部地域に設置してある公の施設、第三セクターなどは、雇用の場の促進とか産業の活性化、あるいは地域振興を図るということが目的で条例が定められております。この目的に合致した運営になっているのかどうか、その辺について、雇用の場とか地域振興の観点について、市はどのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

次に、第三セクター、メイプルに限りませんが、誰も赤字の責任を問われない曖昧さがあるという指摘がございます。この間も多くの議員から社長の人事の問題、この見直しの問題、あるいは経営改善に向けた外部監査の導入、そういう提案なども出ておりますけれども、それらについて今どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、四つ目でございますが、この第三セクターの経営と市の財政負担の関係について、お伺いをしたいと思うんですが、三セクが中山間地域の活性化とか、雇用の確保などに果たす役割が大きいということでやっておりますが、そういうものにかかわらず、現下の社会情勢というのはこの採算性が見込めない現実があるというふうに思います。この第三セクター等の影響は、一方では、市の財政負担にも関係する問題だというふうに思います。したがって、この第三セクターの再建というものが非常に大切になろうというふうに思うんですが、その辺の考え方、三セクの経営と自治体財政の関係について、どのように考えておられるのか、考え方を伺いしたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 大畑議員の御質問にお答えしたいと思います。

4点あったと思います。まず1点目、最初に市民への説明につきましては、今年の3月末に急遽資金ショートの影響が高まり、会社存続のために運転資金として5,000万円の支援を行っております。その際には、議会に説明させていただいたところでございます。

支援後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり、想定より非常に厳しい状況が続いておりますが、支援により倒産を回避し、経営改善にも現在も取り組まれております。経営改善計画書につきましては、7月に委員会のほうに提出して報告させていただいております。今後につきましても適宜報告した

いと考えております。

続きまして、条例が定める設置目的に合致した運営になっているかとの御質問につきましては、雇用の場、地域振興を担うために厳しい状況下ではありますが、会社を存続することで雇用の確保であったり、地域振興につながっていくものと考えております。まさに経営改善に向けて真摯に取り組まれていますので、宍粟メイプル株式会社の運営は条例に合致していると判断いたしております。

続きまして3点目、社長人事、外部監査体制につきましては、副市長が兼任する社長から新たに社長を迎えるために適任者を現在探しているところでございます。しかしながら、なかなか適任者については見つからない状況が続いております。引き続き適任者を探してまいりたいと考えております。

外部監査につきましては、市としては考えてございません。

最後に、第三セクターの経営と自治体財政負担の関係につきましては、第三セクターの経営改善に向け、このたび改善計画が策定され、令和2年度から令和6年度までの5年間で収支の改善を図ることとしております。市はこの計画が着実に進められているか、進捗管理を行っていく考えでございます。

三セクの再建につきましては、第三セクターが担う指定管理施設は、地域住民の暮らしを支える重要な施設と位置付けております。その施設管理を担う第三セクターも行政目的を達成するためには、不可欠な組織でありますので、三セクの再建については大変重要な課題と捉えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） もう1回だけ質問させていただきますが、まず、私、市民への説明責任というふうには伺っておりますので、議会だけで市民説明が用を足しているというのでは、ちょっと基本条例にも違反するのではないかなというふうに思います。自治基本条例ですね。ですから、市民にしっかり説明していく必要があるというふうに思います。

それから、条例の目的に沿っているというふうにおっしゃるんですが、実際、こういう施設を閉館したり、あるいは経営改善で行われていることは人員削減がメインになっていきますので、これは非常にゆゆしき事態かなというふうに思うわけです。私は、一つのこの施設だけで、この条例の目的を達成するのは非常に今困難な状況があるというふうに考えておまして、やはり市の施策でもってしっかりこういう雇用の場とか、地域振興につながるようなバックアップといいますか、そういうも

のがお金だけじゃなくて、施策を通じてそういう状況をつくり出していかなければいけないというふうに思うんですが、どうも採算性のとこだけで判断をされているという気がしますし、雇用の場とか地域振興の観点からやっているという、言葉ではそうなんですが、実績が伴っていないということに対して、市が十分責任を果たしておられないというふうに私は思うわけです。そういうことについて、もう一度、再度お伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 市民への報告といいますか、説明といったところですけど、やはり議会という公式の場でしっかり説明していく、これが一番だと考えております。また、経営状況とか報告できるものにつきましては、適宜情報発信したいと思うんですけれど、それがどういった手法があるかということにつきましては、また今後検討したいと考えております。

それから、人員削減のことも言われました。私は、やはり経営改善していく、今までのやり方を見直していくという中には、当然人員の整理といいますか、そういったところも組み込んでいかないといけないと、苦渋の決断でそういった判断もされて、やられていると考えております。

それと、地域振興、地域との連携といったところですけど、スキー場のところでもお話ししましたとおり、やはりその施設を存続したり、その施設を活用して活性化を進めるためには、やっぱり地域の協力であったり、理解、また地域との連携が必ず必要になってきます。そういった意味で、宍粟メイプルにつきましては、地域とも十分話しして、今までできなかったことにも踏み込んで今現在努力されておりますので、必ずやこの目的を達成してくれるものと考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） もうやめようと思ったんですけど、ちょっとね、市民の説明責任はまた検討していただきたいと思いますが、最後のやはり一定人員削減やむを得ないという考え方ですね。何のためにこの地域にこういうものを、要はなかなか民間企業がこの中山間地域、特に過疎なんかには起業というものが及ばないという視点から、行政がこういう多くの出資をして、こういうものをつくって、雇用の場とか活性化を図ろうしているわけでありまして、その考え方、今現実が非常に厳しいわけですね。先ほど雪の話もしましたし、それから国道29号も往来が非常に減ってきているというね、そういう中で現実の厳しさがあるわけですから、もう少し市のいろんな施策を展開しながら、支援していく、バックアップしていく体制

を作らなければいけないと思うんですが、地域とつながって頑張るとおっしゃっている意味がもうひとつ理解できないんですね。その辺について、産業部の見解をもう一度教えてください。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 大畑議員がおっしゃるとおり、支援というのは、必ずしもお金だけの話じゃないと思います。やはり助言であったり、いろんな新しいことを考えていったりとか、そういったところも必要かと思しますので、そういったところも含めて総合的に支援していきたいと考えております。

当然、施設間の連携といったところはやっぱり重要な課題でございますので、今から先、市内のいろんな点在する施設をどうやって結びつけていくか、どうやって活性化していくか、こんなことも総合的に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

日程第13 請願第1号

○議長（東 豊俊君） 日程第13、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。請願第1号について提案理由の御説明を申し上げます。

請願者は、宍粟市教職員組合執行委員長、越礼史郎氏であります。

請願内容は、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2021年度政府予算について、国の関係機関への意見書提出を請願するものであります。

請願趣旨について申し上げます。

教職員定数改善につきましては、新学習指導要領の全面実施、加えて新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続く中、子どもたちの教育環境の改善のため、少人数学級の着実な推進を求めます。

また、義務教育費制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しており、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられること、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備という観点から、2021年度政府予算編成において、義務教育費国庫負担率2分の1復元を求めるものです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

議員各位におかれましては、請願の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 大畑利明議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります、発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月8日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時26分 散会）